

令和5年度前橋市猟友会新規加入事業補助金交付要項

令和 5年 4月10日から適用

取扱担当課 前橋市役所農政課有害鳥獣対策係(大胡支所内) 電話027-225-7105 (直通)
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	狩猟免許取得者に猟友会加入費用の一部を助成することで、猟友会への加入促進を図り、それにより有害鳥獣を捕獲し、農作物被害を軽減させることを目的とする。
内容	補助事業者 この補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者となります。 (1) 前橋市に住民登録している者 (2) 狩猟免許取得した者で、この要項の交付目的を達成することが確実であると判断できる者。 (3) 令和5年度に、前橋猟友会、前橋西部猟友会、前橋北部猟友会、前橋東部猟友会又は富士見猟友会のいずれかに新規加入する者
交付の対象となる事業及び経費	交付対象事業 猟友会新規加入事業 対象経費 猟友会加入費用の一部
交付金額	上限20,000円(1名につき)
交付条件	1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋市規則第34号)、この要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
交付申請の方法、時期等	1 補助金の交付を受けようとする場合は、令和6年3月15日までに次の書類を提出してください。予算の上限に達した場合、年度内であっても補助を終了する場合があります。なお、押印は省略することが可能です。添付書類は原本をお持ちください。コピーをさせていただきます、原本は返却させていただきます。 (1) 猟友会新規加入補助金交付申請書 (2) わな猟狩猟免許状の写し又は銃猟狩猟免許状の写し
交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、速やかに交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。

	実績報告書の提出	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業が完了したら、速やかに実績報告書を提出してください。なお、実績報告書に猟友会長印も必要となります。 2 上記により提出された実績報告書の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。
	請求の方法、支払時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付請求書 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、当該取消しに係る部分の金額を、指定された期限までに返還しなければなりません。
様式	申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書(様式第1号) 2 交付決定通知書(様式第2号) 3 実績報告書(様式第3号) 4 補助金額確定通知書(様式第4号) 5 補助金交付請求書(様式第5号)